

対象期間は
6月30日まで

事業主を対象に賃金相当額の10分の10を支援 小学校休業等対応助成金



国では、臨時休業した小学校など(※)に通う子どもを保護者として世話をする労働者に有給休暇を取得させた事業主を対象に、助成金を支給しています。

※小学校など…小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設など

■対象 1月1日～6月30日の間に、次のいずれかの要件を満たす労働者に有給(賃金全額支給)休暇を取得させた事業主
▶新型コロナウイルス感染症に関する対応として、文部科学省の臨時休業に関するガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校などに通う子どもを保護者として世話をする労働者▶新型コロナウイルスに感染し、小学校などを休む必要がある子どもを保護者として世話をする労働者

■助成額 有給休暇を取得した対象労働者に

支払った賃金相当額の10分の10(▶1月1日～2月28日の休暇分…日額11,000円▶3月1日～6月30日の休暇分…9,000円—を上限)

■申請期限

- 1月1日～3月31日の間の有給休暇分…5月31日(火)
- 4月1日～6月30日の間の有給休暇分…8月31日(水)

■相談窓口 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター(☎0120-603-999)

※申請方法は、厚生労働省ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

対象期間は
6月30日まで

フリーランスで働く保護者を対象に支援 小学校休業等対応支援金



国では、臨時休業した小学校など(※)に通う子どもを保護者として世話をするフリーランス(委託を受けて個人で仕事をする人)を対象に、支援金を支給しています。

※小学校など…小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設など

■対象 1月1日～6月30日の間に、次の要件を全て満たす労働者
①次のいずれかを満たす子どもの世話をを行う保護者…▶新型コロナウイルス感染症に関する対応として、文部科学省の臨時休業に関するガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校などに通う子ども▶新型コロナウイルスに感染し、小学校などを休む必要がある子ども
②小学校などの臨時休業などの前に業務委託契約などを締結している人
③業務遂行に要する日や時間などを前提とした報酬を受ける契約をしている人

④小学校などの臨時休業などにより、子どもの世話をを行うために、業務委託契約などに基づき予定されていた日時に仕事ができなくなった人

■助成額 ▶1月1日～2月28日の間の分…日額5,500円▶3月1日～6月30日の間の分…4,500円—を上限

■申請期限

- 1月1日～3月31日の間の分…5月31日(火)
- 4月1日～6月30日の間の分…8月31日(水)

■相談窓口 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター(☎0120-603-999)

※申請方法は、厚生労働省ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)



高齢者の皆さんの健康を守るため 通院時の交通費助成を実施しています

市では、医療機関から遠く、公共交通などが不足している地域に居住するひとり暮らしの高齢者などを対象に「高齢者通院時交通費助成事業」を実施しています。

通院時のタクシー料金を助成し、通院にかかる交通費の負担を軽減します。

■対象 自宅からバス停までの距離が遠いなどの理由により公共交通の利用が困難で、次のいずれかに該当する80歳以上の人
▶ひとり暮らしの人▶65歳以上の高齢者のみの世帯で暮らしている人▶日中独居で1人で通院ができる人※自家用車などの交通手段を持っている人や、同居人が送迎できる人は対象外。対象になるかについては、新館長寿福祉課または各総合支所健康福祉係の窓口でご相談ください

■補助対象経費 通院のため、医療機関と自宅との間で利用したタクシー料金から、1回の乗車(片道当たり)につき3,000円を超えた額
[例] タクシー料金が片道7,000円の場合は4,000円を助成

■助成額 1人当たり年額12,000円

■助成事業利用の流れ

- ①助成金利用申請
利用申請書に必要事項を記入の上、新館長寿福祉課、各総合支所健康福祉係のいずれかの窓口へ申請
- ②助成金利用申請の審査
利用申請時に、世帯の状況や自宅からバス停までの距離などを確認し、助成金の適用の可否を決定
- ③利用決定通知の発行
- ④タクシーを利用し医療機関へ通院
- ⑤助成金交付請求
交付請求書にタクシーと医療機関の領収書を添えて新館長寿福祉課、各総合支所健康福祉係のいずれかの窓口へ提出
※利用申請書および交付請求書は窓口に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

【問い合わせ・申請】
新館長寿福祉課(☎41-3576)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

対象期間は
6月30日まで

国の雇用調整助成金 助成対象期間(特例措置期間)を延長しました



国では、事業者の皆さんに従業員の雇用を維持してもらうことを目的に「雇用調整助成金」を実施。3月31日までとしていた助成対象期間を6月30日まで延長し支援しています。

■対象 次の要件を全て満たし、雇用調整を行っている事業主
▶新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境が悪化し、事業活動が縮小している▶直近1カ月の売上高または生産量などが前年同月比で5%以上減少している▶労使間協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

■助成率・1人当たりの日額上限額

区分		助成率	上限額
中小企業	業況特例(※1)	5分の4	15,000円
	原則的な措置(※2)	5分の4	9,000円
大企業	業況特例(※1)	5分の4	15,000円
	原則的な措置(※2)	3分の2	9,000円

※1 売上高が最近3カ月平均で前年または前々年同期に比べ30%以上減少している事業所
※2 ※1以外の事業所

■助成対象期間 令和2年4月1日～4年6月30日

■申請期限 賃金締め切り日の翌日から起算して2カ月以内

■相談窓口 ハローワーク花巻雇用調整助成金担当(☎23-5118)

※申請方法などは、厚生労働省ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)